

第1回神恵内村「対話の場」が4月15日に漁村センターで開催されました。「対話の場」には18名全員の委員に出席いただき、会則や、公開方法、委員名簿の公表について話し合っていました。結果の概要は次のとおりです。

- 会則 : 別紙内容で承認いただきました。今後、修正の必要が生じれば、都度見直していくこととなりました。
- 公開方法 : 第2回も冒頭のみ公開とし、意見交換をしている部分は「映像のみ公開する」こととなりました。
- 名簿の公表 : 公表してよい方のみ公表することとなりました。

1. 対話の場とは

- 「対話の場」は、次の2点を通じて、広く神恵内村のみなさまに地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的に、神恵内村とNUMOが準備事務局として共同で設置しました。
- 高レベル放射性廃棄物の地層処分事業についてその仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと
- 地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと

2. 挨拶(挨拶)(村長、国)

(1)神恵内村 高橋村長

- 「対話の場」が神恵内村の振興・発展を目指して、みなさまが心を通い合わせて、活発な議論が展開されることを心からご期待申し上げます。



高橋村長

(2)経済産業省 小澤首席エネルギー・地域政策統括調整官

- 不安、懸念等、みなさまのご意見を十分にお聞きしながら、国の政策の方向性、最終処分事業の内容、安全確保の考え方、地域との関わり等について、しっかりとご説明して、みなさまと丁寧な議論を深めていきたいと思っております。

3. 会則(案)について

- 会則は、村とNUMOによる準備事務局で案を作成し、今回の「対話の場」で、委員のみなさまのご意見をいただき、承認いただいております。
- 今後とも、委員のみなさまとの意見交換をしながら、必要に応じて見直してまいります。今回いただいたご意見は次のとおりです。

【委員のみなさまからの主な意見】(→:事務局からの回答)

(第1条 目的)

- 「対話の場」は、処分場の受入れを前提としたものではないのか。
→処分事業などについて、議論・理解を深めるためのものであり、処分場の受け入れを前提としたものではありません。

(第6条 運営委員会)

- 運営委員会は、原則公開とし、運営委員は3名ではなく5名にすべきではないか。
→運営委員会の活動の中で、見直しも含め、議論・検討してまいります。

(第10条 事務局)

- 事務局の運営について、「村は協力する」としているが、協力ではなく、「NUMOと共同で運営する」にすべきではないか。
→NUMOがしっかりと“汗をかく”という姿勢を示すものと考えます。

(その他)

- 「対話の場」は広く村民に開かれた場として欲しい。

4. ファシリテーターについて

(1)ファシリテーターとは

- ファシリテート：容易にすること・簡易化・助成という意味。会の進行役。

(2)ファシリテーターのご紹介

- 委員のみなさまの承認をいただき、大浦宏照さんと、佐野浩子さんのお二人にファシリテーターをお願いすることになりました。

【大浦宏照さん(おおうらひろあき)】

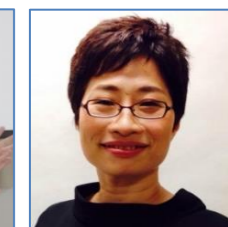
NPO法人市民と科学技術の仲介者たち 代表理事
科学コミュニケーター、博士(工学)、技術士

【佐野浩子さん(さのひろこ)】

Presence Bloom 代表、臨床心理士、公認心理士
認定プロセスワーク ディプロメイト



大浦さん



佐野さん

5. 対話の場のルールについて

●委員のみなさまが安心してお話しできるようにルールを決めました。

【ルール】

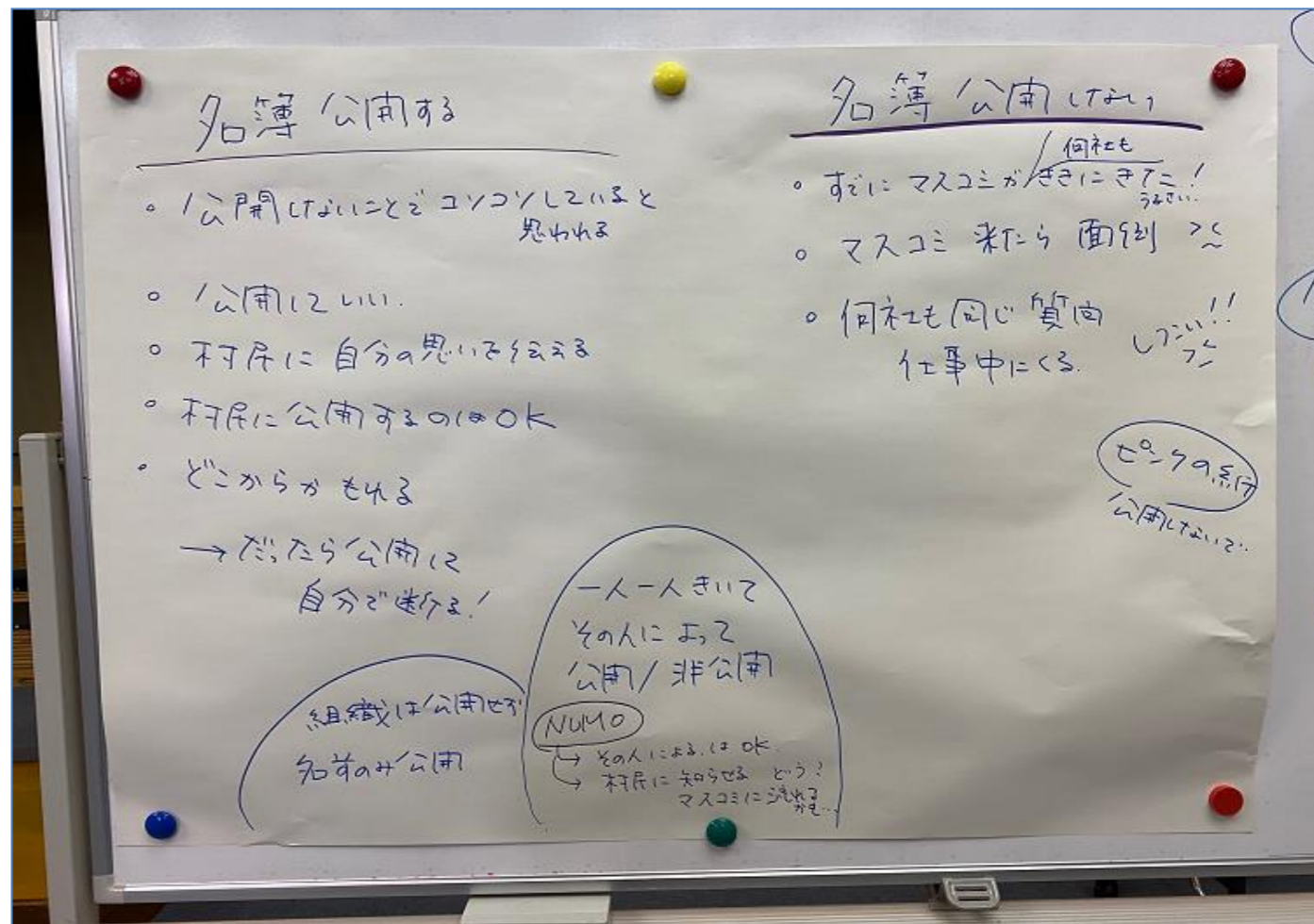
- お互いの意見に耳を傾けましょう。
- みなさんの声を聞きたいので、1人の人が長く(5分くらい)話していたら、大浦・佐野が止めることがあります。
- 人の話を否定するのはやめましょう。
- ここで話された内容を、ここ以外の場所で話すときには、個人が特定されないようご注意ください。

6. 公開方法について

- 「対話の場」の「透明性」と「自由闊達な意見交換ができる」という点を考慮し、次回の公開方法をどうするかということが話し合われました。
- 次回は、下記のとおりいただいたご意見を踏まえ、今回同様に「マスコミ公開は冒頭のみで、意見交換の部分は非公開(映像のみ)、傍聴なし」と決まりました。
- 今後も、委員のみなさまのご意見を伺いながら、より良いものにしていきたいと考えております。

7. 委員名簿の公表について

●委員名簿の公表については、委員それぞれに「氏名・所属組織名」を公表していいか確認し、委員に了解いただいた事項のみ公表することとしました。



第1回神恵内村「対話の場」の様子についてはホームページでご覧いただけます。

アクセス方法

ホームページ
<https://www.numo.or.jp/>

NUMO



▲ こちらのQRコードからもアクセスできます



パソコン



スマホ



文献調査の状況

NUMOホームページから
「文献調査の状況」にアクセス

文献調査の状況

【お問合せ先】

NUMO神恵内交流センター 0135-67-7711
 神恵内村役場 企画振興課 0135-76-5011

神恵内村対話の場会則

神恵内村と原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）が共同で設置した神恵内村対話の場（以下「対話の場」という。）の運営について、以下のとおり定める。

（目的）

第1条 対話の場は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下「地層処分事業」という。）について、その仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く神恵内村民に地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的とする。

（活動）

第2条 対話の場は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 対話の場の活動内容等を村、村議会及び村民へ報告・情報提供すること。
- （2） 前条に掲げる議論を村の中でさらに拡大・展開するため、様々な活動を企画すること。
- （3） その他対話の場の目的を達成するために必要と認められる活動。

（組織）

第3条 対話の場は、村内の各種団体及び地区の代表者並びに公募により選定された15歳以上の村内在住者による20名程度の委員をもって構成する。

- 2 委員は、お互いの意見を尊重し、穏健な運営に努める。
- 3 対話の場には、委員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。
- 3 委員に欠員がある場合は、補充することができる。

（ファシリテーター等）

第5条 対話の場には、対話の場の進行役として、原則、ファシリテーターを参加させる。

- 2 対話の場には、説明、質疑応答等のため、原則、国及びNUMOの職員を参加させる。
- 3 対話の場には、必要に応じて、オブザーバーを参加させることができる。

（運営委員会）

第6条 対話の場の運営を円滑に遂行するため、対話の場に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、委員の互選により3名選出する。

- 3 運営委員会は、前項で選出された委員3名、NUMO及びファシリテーターで構成する。
- 4 運営委員会には、説明、質疑応答のため国の職員を参加させることができる。
- 5 運営委員会は、非公開とし、対話の場の開催に当たって、対話の場のスケジュール、テーマ、進行方法等の運営事項について、協議する。
- 6 その他対話の場の運営に必要な事項については、運営委員会において協議し、必要に応じて委員に諮る。

(委員の権利と責務)

第7条 委員は、対話の場において自由に発言することができる。ただし、発言は、対話の場の目的、及び活動内容に資するものに限ることとし、詳細は別途定める。

(対話の場の公開)

第8条 対話の場の運営にあたっては、場の透明性を確保するとともに、委員がそれぞれの立場を超えて相互に忌憚なく自由闊達な意見交換が行われることに十分配慮する。

(謝金)

第9条 対話の場及び運営委員会の開催に当たっては、委員に、「神恵内村公職者等の報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて、日当及び交通費相当額を謝金として支払うことができる。

- 2 対話の場の開催に伴う委員の事故等に備え、損害保険を担保する。

(事務局)

第10条 対話の場の事務局はNUMOが行い、運営に必要な経費はNUMOが負担する。

- 2 神恵内村は、対話の場の運営、調整等について事務局に協力する。

附 則

この会則は、令和3年4月15日から施行する。

神恵内村対話の場 委員名簿

(あいうえお順)

	氏名	所属等
1	五十嵐 浩二	神恵内村社会福祉協議会
2	池本 美紀	公募
3	稲船 義則	公募
4	岡田 順司	神恵内村商工会
5	金田一 輝昭	古宇郡漁業協同組合
6	鈴木 徳夫	公募
7	滝本 正雄	公募
8	林 嘉市	珊内地区
9	松本 遊	魅力創造研究会
10	松屋 有信	(福祉関係)
11	宮下 美津	川白地区
12	村田 由紀子	古宇郡漁業協同組合
13	<small>やまおうまる</small> 山王丸 千佳子	神恵内村 PTA 連合会
14	山森 昴	古宇郡漁業協同組合

他 4 名

以 上